

令和3年9月17日

議題57号議案否決についての産業建設委員長による総合的所見

(議題57号：高山市駅前広場の設置と管理に関する条例の一部を改正する条例)

ここで委員長の方から、これまでの質疑も踏まえてこうした議決においての総合的な所見として少し申し述べさせていただきます。

先程来質疑の中で出てきた言葉と重複する部分もありますが、改めて申し述べます。それでは、

本議案は、高山市の玄関口である高山駅東西の公共空間と公共施設を、民間業者のノウハウを活用した指定管理制度により管理運営しようとするものであるが、本件がこれまでの数次の総合計画などに位置づけて取り組んできたきわめて重要な事業に関わるものであることから、理事者にこれまでの駅周辺整備の経過と整合の採れた説明を求めるなど、委員会として深い審議を行うべきであるとの理由から、独自調査と委員会での議論を繰り返してきました。

駅周辺地区は遡ること、昭和49年策定の「高山駅周辺地区整備基本構想」以来の時間の経過の中で、駅周辺土地地区画整理事業に伴う高山駅周辺整備事業として順次進められてきました。

その整備方針は平成25年の「高山市総合交流センター基本構想」において、駅西地区を含めた総合交流センターの目的やその役割、及び機能と施設構成などが定められた事により、その全体像が定まり順次計画に盛りこまれた施設整備が進められてきたところである。

この地区の整備に関しては、高山市の将来像を規定する都市計画上も重要な位置づけであり、高山市総合交流センター基本構想の記整備目的には「市民や観光客が集い様々な交流を通して賑わいを創出し、高山市全体が元気になれる交流拠点」の形成とあり、総合的視点による一体管理が要求される複数施設の管理であることから、既存の指定管理要件とは異なる性質を持つものと判断しております。

審査の中で、委員会が一貫して質してきたのは本義案にかかる説明と高山市総合交流センター基本構想に示された「人と人、人とモノ、人と情報の交流」の拠点としての機能との整合についてであります。委員会としては理事者が2022年度に策定を予定している「駅西地区まちづくり構想」において総合的な見地からこの地区の構想を組み立て、当初の目的に沿った交流拠点整備の形成を目指す中で指定管理の有り様を定めるべきものであると捉えています。

さらに加えると平成30年「駅西まちづくり基本調査」が現状を捉えられ実施されました。その調査目的には駅の東西が一体となったにぎわいと活力あふれる事に向け、駅

西地区の果たすべき役割やまちづくりの方向性から検討し、総合的な土地利用構想策定が必要となったと、当時にも判断された以上、その重みが薄まる事のない様、施設の設置と管理に関する条例の一部を改正する条例に基づく事は時期尚早の感があります。

又、参考人招致における公共交通事業者からの意見聴取では、指定管理者の裁量による施設の使用許可やイベント開催時の利用者の影響などについて大きな不安が述べられました。委員会としては指定管理のありようを定める中において公共交通事業者等の事業経営に十分配慮し、改めて公共交通事業者の意向を踏まえた内容にすると共に、指定管理中の管理業務棟の変更についても、民間事業者との協議の上適切な配慮をすべきものと捉えております。

質疑にもありましたように、改正条例にある「指定管理が行う業務の範囲」と、その「使用許可」での指定管理者に大きな権限が及ぶところについては、後日資料提供にあった「指定管理者募集要項骨子案」の中に、但し書きにて説明での「駅前広場の交通処理機能を阻害される事がないように利用状況を考慮して使用許可する」とあるものの、事業者からの意見聴取での大きな不安がぬぐい去るものとは考える事ができませんでした。あくまでも条例本文が上位である以上、総合的に評価できるところにも至らなかったものであります。根底として一体といわれる空間を利用している広く仲間である者とのコミュにてイーを優先し、その相手の心情をまず思い図る事を強く認識して頂きたい。

又本件が高山市の将来を規定する重要な案件である事、複数の施設の一体管理である事、駅西まちづくり構想等との整合などの観点から、委員会としては指定管理者の選定にあたってはその能力等を客観的かつ適正に見極めると共に、公平性と透明性を担保するために、公開でのプロポーザル方式などを採用すべきものであるとも捉えています。

尚、本件の審査を通じて、将来のあるべきまちづくりのあり方から現状を規定していく、「バックキャストイング」の手法での「好循環なまちづくり」に留意して頂く必要性を強く認識したところであります。又、理事者側には案件の重要性に鑑み、より深い議論を行うために共通の議論の土台として「七つの論点情報」に基づいた説明と十分な資料の提示を求めるものであります。

最後になりますが、委員会としては当該地区における将来的課題として、指定管理者制度の導入の必要性は認めるところでありますが、その前提としての課題を整える取り組みを優先してそのタイミングを的確に捉えていただく事が私どもの判断となりました事を申し添えさせていただきます。以上であります。